

千葉県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則（案）の概要

1 改正の趣旨

県では、千葉県福祉のまちづくり条例において、不特定多数の人が利用する建築物等のうち「福祉のまちづくり」を推進する施設を用途、規模により特定施設として定め、新築等をしようとする場合は、あらかじめ知事等に届け出るよう求めています。

平成29年4月1日から改正ガス事業法が施行され、一般ガス事業者に限られていた家庭等へのガスの小売が自由化されることに合わせて、ガス小売事業を営む店舗をまた、母子保健法の改正により、母子健康センターの事業内容が拡充され、妊産期から子育て期にわたるまで切れ目ない支援を提供する母子健康包括支援センターを千葉県福祉のまちづくり条例施行規則の届出対象施設とするため、所要の改正を行います。

また、電気通信事業法の改正等に伴い、必要な規定の整理を行います。

2 改正内容

(1) ガス事業法の一部改正関係

届出対象施設を「ガス事業法に規定する一般ガス事業を営む店舗」から「ガス事業法に規定するガス小売事業を営む店舗」に改めます。

(2) 母子保健法の一部改正関係

届出対象施設を「母子保健法に規定する母子健康センター」から「母子保健法に規定する母子健康包括支援センター」に改めます。

(3) 電気通信事業法の一部改正関係

届出対象施設を「電気通信事業法に規定する第一種電気通信事業を営む店舗」から「電気通信事業法に規定する電気通信事業（同法第9条第1号に規定する電気通信回線設備を設置して行うものに限る。）を営む店舗」に改めます。

(4) その他

引用条項及び文言を修正します。

3. 施行期日

平成29年4月1日